清田区誕生３０周年記念ロゴマーク募集要項

平成９年に豊平区から分区した清田区は、令和９年に３０周年を迎えます。清田区誕生３０年をＰＲするため下記の通り「ロゴマーク」を募集します。



清田区シンボルマーク



清田区マスコットキャラクター
きよっち

１　募集内容

清田区誕生３０年周年記念事業をＰＲするためのロゴマーク。
採用された作品は、ポスターやちらし、周年記念グッズなどで利用し、周知に活用する予定です。

２　応募資格

どなたでも応募できます。
個人、団体（グループ）を問いません。
※未成年者の方が応募される場合は、保護者（親権者）の同意を得た上で、応募してください。

３　募集期間

令和８年１２月２５日（金曜日）（必着）

４　賞・発表

審査により、採用作品を決定し、広報さっぽろ清田区版、清田区ホームページなどで発表する。なお、採用作品の応募者に、１万円相当の賞品を贈呈します。
ただし、採用作品とするに足る作品がない場合は、該当作品なしとする場合があります。

５　デザイン要領

(1)「30周年」であることを表現してください。
(2) 清田区マークや清田区マスコットキャラクター「きよっち」を使用しても構いません。
※清田区シンボルマーク　http://www.city.sapporo.jp/kiyota/outline/mark/
きよっちイラスト集
http://www.city.sapporo.jp/kiyota/chiiki-shinko/test.html

(3) 手書き、デジタルは問いません。
(4) カラーでも単色でも使用できるデザインであること。ただし、グラデーション（ぼかし）は不可とします。
(5) 媒体に応じて拡大や縮小して使用することを考慮すること。
(6) 採用された作品は、色彩の変更を含めた補正・修正を行う場合があります。
(7) デジタルデータの注意事項
・GIF、JPEG、PNGのいずれかの画像形式
・データサイズは２５ＭＢ以下、縦横１８cm以内で、解像度は350dpi程度
(8) 作品コンセプト(作品に込めた意図やモチーフ、テーマなど)を必ず記入してください。

６　応募に関する注意事項

(1) 応募点数に制限はありませんが、応募用紙１枚につき１点とします。
(2) 応募いただいた作品は返却いたしません。
(3) 応募に係る費用は、応募者の負担とします。
(4) 採用された作品については、氏名（団体の場合は、団体名と代表者氏名）、住所（市区町村まで）、作品のコンセプトを公表させていただきますので、予めご了承ください。
(5) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、商標権、商標登録を受ける権利、二次使用権その他デザインに係る一切の権利は、清田区に帰属します。また、採用作品の利用にあたり、サイズ・色等の変更、その他使用上

の改変を行う場合があり、応募者は、これに対して著作者人格権を行使しないものとします。
(6) デザインは未発表のものでオリジナル作品に限ります。
(7) 既発表のデザインと同一又は酷似していた場合、あるいは応募者の作品でないことが判明した場合は、採用決定後であっても、採用を取り消すとともに、既に賞品を受け取っている場合は返還していただきます。
また、著作権等について問題が生じた場合は、応募者の責任において対処するものといたします。
(8) 公序良俗に反するものは不可とします。

7　応募方法

「ロゴマーク応募用紙」に必要事項を記入し、Ｅメール、郵送又は持参してください。
メールの場合は、件名に「30周年ロゴマーク」と表記してください。

8　応募先・問い合わせ先

〒004-8613　清田区平岡１条１丁目
きよたまちづくり区民会議事務局（清田区地域振興課まちづくり調整担当）
担当　松本・塚田
E-mail：kiyota.shinko@city.sapporo.jp
電話：889-2024　Fax：889-2701
持参の場合は、土日祝日を除く平日8:45～17:15にお願いします。